

(資料C)

国土交通省「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(関連箇所を抜粋)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、平成14年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

・特定調達物品等の平成14年度における調達の目標

平成14年度における個別の特定調達物品等(環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更(平成14年2月15日閣議決定)(以下(基本方針)という。))に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。)の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

12. 公共工事

公共工事の構成要素である資材、建設機械の使用に当たっては、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、平成14年度は、以下の資材、建設機械を使用した公共工事の調達を積極的に推進する。

- ・建設汚泥から再生した処理土については、再資源化施設への距離、建設発生土の工事間利用、再生材の発生状況などを留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材等において、その使用を推進する。
- ・再生加熱アスファルト合材については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、重交通ではない道路や空港におけるアスファルト舗装の基層・表層材料として、その使用を推進する。
- ・再生骨材等については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、構造物の基礎砕石などの高強度を必要としない部位や路盤などにおいて、積極的にその使用を推進する。
- ・高炉スラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、沿岸部におけるコンクリート構造物及び消波ブロック等のコンクリート2次製品において、その使用を推進する。
- ・フェロニッケルスラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリートの単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
- ・銅スラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリートの単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
- ・鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
- ・鉄鋼スラグ混入路盤材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
- ・間伐材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における木材を使用する多自然型護岸工、砂防工事における山腹工、公園工事・港湾植栽工事・道路植栽工事における植栽支柱などで、高強度を必要としない場合などに、その使用を推進する。

- ・高炉セメントについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における護岸基礎、道路工事における橋梁下部工、港湾工事や海岸工事における消波ブロック、空港工事における舗装などで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
- ・フライアッシュセメントについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、ダム本体内などのマスコンクリートで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
- ・透水性コンクリートについては、公園工事における園内舗装、建築工事における構内舗装等高強度を必要としない部位において、また、側溝、集水桝等の水路に使用するコンクリート２次製品において、その使用を推進する。
- ・下塗用塗料（重防食）については、河川・ダム・港湾工事における機械設備、鋼管・鋼矢板等の鋼材、道路工事等における鋼構造物等などに重防食下塗用塗料として、その使用を推進する。
- ・パークたい肥については、施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を促進する。
- ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料については、施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を促進する。
- ・環境配慮型道路照明については、設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、その使用を推進する。
- ・陶磁器質タイルについては、建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。
- ・断熱サッシ・ドアについては、気温条件等が厳しい場所に建設される庁舎の建築工事で、高い断熱性能が要求される開口部などで、その使用を推進する。
- ・パーティクルボードについては、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
- ・繊維板については、建築工事における内外装材などで、その使用を推進する。
- ・木質系セメント板については、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
- ・断熱材については、建築工事における内外装材などで、材料の特性に応じた使用を推進する。
- ・照明制御システムについては、建築設備工事における事務室の照明など常時使用される室等で、その使用を推進する。
- ・吸収冷温水機については、建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
- ・自動水栓については、建築設備工事における不特定多数の使用する洗面など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
- ・自動洗浄装置及びその組み込み小便器については、建築設備工事における不特定多数の使用する便所など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
- ・排出ガス対策型建設機械については、「建設機械に関する技術指針」（平成３年１０月８日付建設省経機発第２４７号）に従い、バックハウ、トラクタショベルなどを使用する工事において、その使用を推進する。
- ・低騒音型建設機械については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和５１年３月２日付建設省経機発５４号）に従い、騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域で、掘削、積込み作業等を伴う工事において、その使用を推進する。

なお、調達目標の設定については、平成１３年度特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、次年度以降定量的な目標を設定していくこととする。